

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく開示事項)

2024 年 6 月 6 日

株式会社関西フードマーケット

2024年6月6日

株式交換に係る事前開示書類  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号  
株式会社関西フードマーケット  
代表取締役社長 林 克弘



エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「エイチ・ツー・オー リテイリング」といいます。）及び株式会社関西フードマーケット（以下「関西フードマーケット」といい、エイチ・ツー・オー リテイリングと関西フードマーケットを総称して、以下「両社」といいます。）は、2024年5月15日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、エイチ・ツー・オー リテイリングを株式交換完全親会社、関西フードマーケットを株式交換完全子会社、効力発生日を2024年7月31日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号及び第3項）

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（同条第3項柱書、同項第1号）

①本株式交換に係る割当ての内容

	エイチ・ツー・オー リテイリング (株式交換完全親会社)	関西フードマーケット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する株式数	エイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式：20,040,297株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

関西フードマーケットの普通株式（以下「関西フードマーケット株式」といいます。）1株に対して、エイチ・ツー・オー リテイリングの普通株式（以下「エイチ・ツー・オー リテイリング株式」といいます。）1株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてエイチ・ツー・オー リテイリングが保有する関西フードマーケット株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するエイチ・ツー・オー リテイリング株式の数

エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換に際して、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリングが関西フードマーケットの発行済株式（ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する関西フードマーケット株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における関西フードマーケットの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、エイチ・ツー・オー リテイリングを除きます。）に対し、その保有する関西フードマーケット株式に代えて、その

保有する関西フードマーケット株式の数の合計に1を乗じて得た株数のエイチ・ツー・オー リテイリング株式を交付いたします。

また、エイチ・ツー・オー リテイリングが交付する株式は、エイチ・ツー・オー リテイリングが2024年5月15日時点で保有する自己株式及びエイチ・ツー・オー リテイリングが2024年5月15日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。エイチ・ツー・オー リテイリングによる2024年5月15日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2024年5月15日開示のエイチ・ツー・オー リテイリングのプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」及び「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関するお知らせ(ファシリティ型自己株式取得(Accelerated Share Repurchase)による自己株式の取得)」をご参照ください。

なお、関西フードマーケットは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する関西フードマーケットの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって関西フードマーケットが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、関西フードマーケットによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる関西フードマーケットの株主の皆様については、エイチ・ツー・オー リテイリングの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

##### (i) 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びエイチ・ツー・オー リテイリングの定款の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をエイチ・ツー・オー リテイリングから買い増すことができる制度です。

##### (ii) 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをエイチ・ツー・オー リテイリングに対して請求することができる制度です。

#### (注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のエイチ・ツー・オー リテイリング株式の交付を受けることとなる関西フードマーケットの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するエイチ・ツー・オー リテイリング株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

## ②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (ア) 割当ての内容の根拠及び理由

エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。エイチ・ツー・オー リテイリングは、ファイナンシャル・アドバイザー

一及び第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人西村あさひ法律事務所（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、関西フードマーケットはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

エイチ・ツー・オー リテイリングにおいては、下記「(3) 株式交換完全子会社である関西フードマーケットの株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、エイチ・ツー・オー リテイリングのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から 2024 年 5 月 14 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、エイチ・ツー・オー リテイリングが関西フードマーケットに対して 2024 年 3 月中旬から 4 月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。また、エイチ・ツー・オー リテイリングは、関西フードマーケットとの交渉の過程で、関西フードマーケットより、本株式交換における関西フードマーケットの株主の皆様への利益に配慮し、本株式交換と同時に、株主総会において本株式交換契約が承認可決されること、及び、本株式交換が中止されておらず、本株式交換の効力が発生することが確実であると合理的に見込まれることを条件として、本株式交換の効力発生日（2024 年 7 月 31 日（予定））の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された関西フードマーケット株式を有する株主に対して、関西フードマーケット株式 1 株当たり 100 円の特別配当（以下「本特別配当」といいます。）を実施することについての提案を受け、両社で協議した結果、本株式交換による完全子会社化の目的の重要性に照らして、その実現のためには、本特別配当の目的及び本特別配当の金額は合理的であると判断し、関西フードマーケットが本特別配当を実施することに同意いたしました。その結果、本株式交換と併せて実施される予定の本特別配当を勧案しても、本株式交換比率は妥当であり、エイチ・ツー・オー リテイリングの株主の皆様への利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、関西フードマーケットにおいては、下記「(3) 株式交換完全子会社である関西フードマーケットの株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、関西フードマーケットのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から 2024 年 5 月 14 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、関西フードマーケットがエイチ・ツー・オー リテイリングに対して 2024 年 3 月中旬から 4 月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、本特別委員会（下記「(3) 株式交換完全子会社である関西フードマーケットの株主の利益を害さないように留意した事項」の「(iv) 関西フードマーケットにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」において定義します。以下同じです。）からの指示、助言及び 2024 年 5 月 15 日付で受領した答申書（詳細については、下記「(3) 株式交換完全子会社である関西フードマーケットの株主の利益を害さないように留意した事項」の「(iv) 関西フードマーケットにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容、並びに本特別委員会を通じて提出を受けた、本特別委員会が独立性の程度、専門性及び実績に鑑み独自に選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所から 2024 年 5 月 14 日付で受領した株式交換比率算定書等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。また、関西フードマーケットは、エイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉の過程で、本株式交換における関西フードマーケットの株主の皆様への利益に配慮し、本株式交換と同時に本特別配当を実施することについてもエイチ・ツー・オー リテイリングに提案し、両社で協議した結果、本特別配当

を実施することについて、エイチ・ツー・オー リテイリングの同意を得ました。その結果、本株式交換と併せて実施される予定の本特別配当も勘案すれば、本株式交換比率は妥当であり、関西フードマーケットの少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、関西フードマーケットは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュール・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し、本株式交換と併せて実施される本特別配当等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

#### (イ) 算定に関する事項

##### (i) 算定機関の名称並びに両社との関係

エイチ・ツー・オー リテイリングの第三者算定機関であるSMBC日興証券、関西フードマーケットの第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会独自の第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所はいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

SMBC日興証券は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）とともに株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員であり、三井住友銀行は両社に対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。SMBC日興証券によれば、SMBC日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザー業務並びに両社の株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、SMBC日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること、本株式交換に係るSMBC日興証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、エイチ・ツー・オー リテイリングとSMBC日興証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にエイチ・ツー・オー リテイリングに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないこと、また、SMBC日興証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、エイチ・ツー・オー リテイリングがSMBC日興証券に対して両社の株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、エイチ・ツー・オー リテイリングはSMBC日興証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

また、本株式交換に係る野村證券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、関西フードマーケットと野村證券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に関西フードマーケットに生じうる金銭的負担等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。なお、川喜多公認会計士事務所の報酬は、本株式交換の成否に

かかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

(a) SMBC日興証券による算定

SMBC日興証券は、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがそれぞれ株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場における2024年4月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2024年2月15日から算定基準日までの直近3ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2023年11月15日から算定基準日までの直近6ヶ月間の平均株価（終値単純平均）を基に分析しております。）を、また、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法によるエイチ・ツー・オー リテイリング株式1株に対する関西フードマーケット株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.92～1.03
類似上場会社比較法	0.54～1.11
DCF法	0.46～1.60

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びSMBC日興証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、SMBC日興証券がDCF法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、前年度までの新型コロナウイルス感染症の影響下からの反動による営業利益の大幅な増益（2023年3月期の営業利益114億円に対して131.3%の増益となる営業利益263億円）、また、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。また、関西フードマーケットの財務予測においても、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、連結子会社のイズミヤ・阪急オアシス株式会社（以下「イズミヤ・

阪急オアシス」といいます。)、関西スーパーマーケット、株式会社KSPは原価率を維持し、客数客単価の回復及び伸長に伴う売上高の増加及び粗利の改善に基づく大幅な増益(2023年3月期の営業利益59億円に対して53.7%の増益となる営業利益91億円)となることを見込んでおります。また、2025年3月期において、2024年3月期に引き続き、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益(2024年3月期の当期純利益57億円に対して63.3%の増益となる当期純利益92億円)を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施及び本特別配当の実施を前提としておりません。

(b) 野村証券による算定

野村証券は、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法においては、エイチ・ツー・オー リテイリングと類似する事業を営む上場会社として、J. フロント リテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、株式会社高島屋及び株式会社近鉄百貨店を類似会社として抽出し、企業価値に対するEBITDAの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する修正純利益(経常利益に(1-実効税率)を乗じて算出)の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、エイチ・ツー・オー リテイリングが作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF法における継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用しております。具体的には割引率は4.75%~5.25%を使用しており、永久成長率は0.00%~0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして8.0倍~9.0倍を使用しております。

関西フードマーケットについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法においては、関西フードマーケットと類似する事業を営む上場会社として、株式会社JMホールディングス、株式会社ヤマナカ、株式会社ライフコーポレーション、マックスバリュ東海株式会社、株式会社オークワ、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート、株式会社バローホールディングス及び株式会社ベルクを類似会社として抽出し、企業価値に対するEBITDAの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する修正純利益(経常利益に(1-実効税率)を乗じて算出)の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、関西フードマーケットが作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF法における継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用しております。具体的には割引率は4.75%～5.25%を使用しており、永久成長率は0.00%～0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして6.5倍～7.5倍を使用しております。

また、野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法において、本特別配当に伴う株主への現金流出価額を関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングそれぞれの株式価値に織り込んでおります。加えて、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法において、エイチ・ツー・オー リテイリングによる2024年5月15日以降の新たな自己株式の取得に伴う影響をエイチ・ツー・オー リテイリングの株主価値に織り込んでおります。

各評価手法におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の関西フードマーケットの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.87～1.00
類似会社比較法	0.47～0.72
DCF法	0.60～1.02

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社およびその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。関西フードマーケットの財務予測その他将来に関する情報については、関西フードマーケットの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2024年5月14日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、関西フードマーケットの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたエイチ・ツー・オー リテイリングの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした関西フードマーケットの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(c) 川喜多公認会計士事務所による算定

川喜多公認会計士事務所は、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがそれぞれ東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットがいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2024年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を使用しております。

類似会社比較法においては、類似する事業を営む上場会社として、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、J.フロント リテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び株式会社高島屋を類似会社として抽出し、関西フードマーケットについては株式会社JMホールディングス、株式会社ヤマナカ、株式会社ライフコーポレーション、マックスバリュ東海株式会社、株式会社オークワ、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート及び株式会社ベルクを類似会社として抽出し、それぞれ企業価値に対するEBITDAの倍率、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する純利益の倍率及び時価総額に対する純資産の倍率を用いて算定を行いました。

DCF法においては、エイチ・ツー・オー リテイリングについては、同社が作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。エイチ・ツー・オー リテイリングの割引率は、4.75%~5.25%を使用しており、継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は0.00%~0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして8.0倍~9.0倍を使用しております。一方、関西フードマーケットについては、同社が作成した2025年3月期から2027年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。関西フードマーケットの割引率は、4.75%~5.25%を使用しており、継続価値の算定については、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は0.00%~0.50%、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして6.0倍~7.0倍を使用しております。なお、川喜多公認会計士事務所は、類似会社比較法及びDCF法において、本特別配当に伴う株主への現金流出額を関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングそれぞれの株式価値に織り込んでおります。加えて、類似会社比較法及びDCF法において、エイチ・ツー・オー リテイリングによる2024年5月15日以降の新たな自己株式の取得に伴う影響をエイチ・ツー・オー リテイリングの株主価値に織り込んでおります。

各評価方法によるエイチ・ツー・オー リテイリング株式1株に対する関西フードマーケット株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.92~1.03
類似会社比較法	0.51~0.67
DCF法	0.59~0.99

川喜多公認会計士事務所は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び川喜多公認会計士事務所に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、川喜多公認会計士事務所の算定は、関西フードマーケットの取締役会及び特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

川喜多公認会計士事務所がDCF法による算定の前提としたエイチ・ツー・オーリテイリングの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前年度に実施を計画している資産の譲渡による特別利益の剥落に伴う当期純利益の大幅な減益（2026年3月期の当期純利益247億円に対して32.6%の減益となる当期純利益167億円）を見込んでおります。また、関西フードマーケットの財務予測においても、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、売上高の増加による粗利の改善に加えて、イズミヤ・阪急オアシスの原価率の低減も寄与し、当期純利益の増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、川喜多公認会計士事務所は、特別委員会に対して、本特別配当の実施を前提とした場合、本株式交換比率が関西フードマーケットの少数株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を発行しております。本フェアネス・オピニオンは、事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オーリテイリングとの質疑応答を経て、川喜多公認会計士事務所により実施された本株式交換比率の検討に加え、本株式交換の概要、背景及び目的に係る関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オーリテイリングとの質疑応答、並びに、株式交換比率に関する算定書の作成者とは別の公認会計士によるレビュー手続を経て発行しております。ただし、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換の比率が関西フードマーケットの少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、本株式交換実行の是非及び本株式交換に関する行動について意見表明や推奨を行うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換に関する関西フードマーケット取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用されることを唯一の目的としております。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

両社は、本株式交換の対価として、エイチ・ツー・オーリテイリング株式を選択いたしました。

本株式交換の対価としてエイチ・ツー・オーリテイリング株式が関西フードマーケットの株主（エイチ・ツー・オーリテイリングを除きます。以下本項目において同じ。）に交付されることにより、エイチ・ツー・オーリテイリング株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるエイチ・ツー・オーリテイリンググループの事業発展・収益拡大、その結果としてのエイチ・ツー・オーリテイリング株式の価格上昇等を享受す

る機会を関西フードマーケットの株主に対して提供でき、さらに、関西フードマーケットの株主は、流動性の高いエイチ・ツー・オー リテイリング株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることなどの理由から、エイチ・ツー・オー リテイリング株式を本株式交換における交換対価とすることが関西フードマーケットの株主の皆様のご利益の観点で望ましく、本株式交換における交換対価とすることが適切と判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2024年7月31日（予定））をもって、関西フードマーケットはエイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社となり、関西フードマーケット株式は2024年7月29日付で上場廃止（最終売買日は2024年7月26日）となる予定です。上場廃止後は、関西フードマーケット株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなります。

関西フードマーケット株式が上場廃止となった後も、本株式交換により関西フードマーケットの株主の皆様は割り当てられるエイチ・ツー・オー リテイリング株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において関西フードマーケット株式を100株以上保有し、本株式交換によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式の単元株式数である100株以上のエイチ・ツー・オー リテイリング株式の割当てを受ける関西フードマーケットの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、100株未満の関西フードマーケット株式を保有する関西フードマーケットの株主の皆様には、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の単元株式数である100株に満たないエイチ・ツー・オー リテイリング株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、エイチ・ツー・オー リテイリングに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をエイチ・ツー・オー リテイリングから買い増すことも可能です。詳細については、上記「(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、関西フードマーケットの株主の皆様は、最終売買日である2024年7月26日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する関西フードマーケット株式を従来通り取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 株式交換完全子会社である関西フードマーケットの株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第3号）

両社は、エイチ・ツー・オー リテイリングが既に関西フードマーケット株式37,034,909株（2024年3月31日現在の発行済株式総数（63,858,804株）から関西フードマーケットの自己株式数（6,783,598株）を控除した株式数（57,075,206株）に占める割合にて64.89%（小数点以下第三位を四捨五入。))を保有し、関西フードマーケットがエイチ・ツー・オー リテイリングの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(i) 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、エイチ・ツー・オー リテイリングは、両社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券を選定し、2024年5月14日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、関西フードマーケットは、両社から独立した第三者算定機関である野村証券を選定し、2024年5月14日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

各算定書の概要は上記「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がエイチ・ツー・オー リテイリング又は関西フードマーケットの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 本特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、独自に、独立性、専門性及び実績等に鑑み、両社から独立した第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所を選定し、川喜多公認会計士事務所から、関西フードマーケットの事業計画の内容を含む本株式交換比率の算定に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、2024年5月14日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。また、特別委員会は、川喜多公認会計士事務所から、本特別配当の実施を前提とした場合、本株式交換比率が関西フードマーケットの少数株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。上記算定書及びフェアネス・オピニオンの概要は上記「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。

(iii) 独立した法律事務所からの助言

エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を2024年2月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、関西フードマーケットは、本株式交換及びこれに先立つ資本政策の検討に係る法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を2024年2月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(iv) 関西フードマーケットにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

関西フードマーケットは、関西フードマーケット株式が東京証券取引所の実質的存続性審査の猶予期間に入っており、新規上場基準に準じた審査基準に適合すると認められる目途が立たない状況にあることから、関西フードマーケット株式の上場維持の是非を含めて、関西フードマーケットの資本政策の在り方について可及的速やかに検討を進める必要があると考えておりました。そこで、関西フードマーケットは、親会社で支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立した立場で、資本政策の検討を行うことを目的として、2024年2月19日に、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、関西フードマーケットの社外取締役である森薫生氏（弁護士、高麗橋中央法律事務所）、西口美廣氏（伸和エンジニアリング

株式会社監査役)、澤千恵氏(特定社会保険労務士、社労士オフィスジェイアシスト)並びに上場会社の資本政策等に関する経験が豊富であり、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットとの間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である藤田清文氏(弁護士、弁護士法人淀屋橋・山上合同)の4名により構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、関西フードマーケットの資本政策の在り方について、関西フードマーケット株式の上場維持に加え、非公開化を含めた様々な選択肢の検討を開始しました。

その後、2024年3月1日付で、エイチ・ツー・オー リテイリングから、関西フードマーケットの完全子会社化を企図した本株式交換の実施に係る提案がなされたことから、関西フードマーケットは、同月8日開催の取締役会において、本株式交換の提案の検討に際し、親会社で支配株主であるエイチ・ツー・オー リテイリングとの構造的な利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、関西フードマーケットの取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが関西フードマーケットの少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、本特別委員会に対し、(i) 関西フードマーケット取締役会に対し、本株式交換の実施を勧告するか、(ii) 関西フードマーケット取締役会が本株式交換の実施に関する決定を行うことが関西フードマーケットの少数株主にとって不利益なものでないか(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。なお、本諮問事項の検討に際しては、(a) 関西フードマーケットの企業価値の向上に資するか否かの観点から、取引を実施することの合理性について検討・判断するとともに、(b) 関西フードマーケットの少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性についても検討・判断するものとされております。

また、関西フードマーケットの取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本株式交換に関する取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して行うこと、及び、本特別委員会がその実施又は取引条件が妥当でないと判断した施策を承認しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a) 関西フードマーケットが本株式交換に係る関係者との間で行う協議・交渉過程に実質的に関与し、本特別委員会が必要と認める場合には本株式交換に係る関係者との間で自ら協議・交渉を行うこと、(b) 本特別委員会において本株式交換に係る法務、財務等のアドバイザーを選任し(この場合の費用は関西フードマーケット負担とする。)、又は、本株式交換に係る関西フードマーケットの法務、財務等のアドバイザーを指名・承認(事後承認を含む。)すること、(c) 関西フードマーケットの役職員、本株式交換の関係者その他本特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取し又は必要な情報を受領すること、(d) 関西フードマーケットの役職員から本株式交換に関する検討及び判断に必要な情報(関西フードマーケットの事業計画の検証を要する場合、事業計画に関わる情報を含む)を受領すること、(e) その他本株式交換に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与する旨決議しております。

本特別委員会は、2024年2月19日から2024年5月15日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、関西フードマーケットが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、独立性、専門性及び実績等に鑑み、川喜多公認会計士事務所を選任するとともに、関西フードマーケットにおける財務デュー・ディリジェンス及び税務デュー・ディリジェンス等に係るアドバイザーとし

て、独立性、専門性及び実績等に鑑み、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYストラテジー・アンド・コンサルティング」といいます。）及びEY税理士法人を選任することを承認いたしました。そのうえで、エイチ・ツー・オー リテイリングに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付したうえで、エイチ・ツー・オー リテイリングから本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方、株主優待制度の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、関西フードマーケットの法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から本株式交換に係る関西フードマーケットの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、エイチ・ツー・オー リテイリングに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、関西フードマーケットの依頼に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリングに対する財務デュー・ディリジェンスを実施したEYストラテジー・アンド・コンサルティング及び税務デュー・ディリジェンスを実施したEY税理士法人より、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、EYストラテジー・アンド・コンサルティングより、DCF法による算定の前提となる関西フードマーケットの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際して野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受け、本事業計画を承認しております。また、本特別委員会は、エイチ・ツー・オー リテイリングの株式価値の評価（DCF法による評価）の前提となった事業計画に関しても、EYストラテジー・アンド・コンサルティング、野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受け、その内容を検証しております。さらに、本特別委員会は、関西フードマーケットのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定について、それぞれ本株式交換における対価（本株式交換比率等）の算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性を確認しております。また、本特別委員会は、野村證券及び川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定・分析結果、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を受け、関西フードマーケットがエイチ・ツー・オー リテイリングに対して実施した上記各デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、本株式交換における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、エイチ・ツー・オー リテイリングとの協議・交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換を行う旨の決定をすることは、関西フードマーケットの少数株主にとって不利益でない旨の答申書を、2024年5月15日付で、関西フードマーケットの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下の通りです。

(a) 答申内容

- (i) 関西フードマーケット取締役会に対し、本株式交換の実施を勧告する。
- (ii) 関西フードマーケット取締役会が本株式交換を行う旨の決定をすることは、関西フードマーケットの少数株主にとって不利益でないものと思料する。

(b) 答申の理由

- (i) 本株式交換の目的の合理性

大要以下の点を考慮し、本特別委員会は、本株式交換は関西フードマーケットの企業価値向上に資するものと認められ、目的において正当であり、合理性があると判断する。

- ・エイチ・ツー・オー リテイリングは、本株式交換により関西フードマーケットを完全子会社化し、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、関西フードマーケットグループを含んだエイチ・ツー・オー リテイリンググループ全体の企業価値向上を目指すとしている。具体的な施策としては、人的資源や設備の共有による効率化、購買の共通化によるコスト削減、物流等の両グループで共通する業務の統合による効率化、ITシステムの開発・運用の一元化及びITインフラの共通化によるシステムの高機能化とコスト削減の両立、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である食品製造会社と関西フードマーケットの取引の活発化やPB等の商品開発によるマーチャンダイジングの強化、エイチ・ツー・オー リテイリングの子会社である宅配会社のECへの活用等、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループによる事業戦略立案機能及び実行支援機能の提供等が挙げられているほか、上場維持のための人的・物的コストの削減が期待される。本特別委員会は、野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言も受けつつ、上記施策の内容や効果、その実現可能性の検証を行ったところ、上記施策により売上高の増大や利益率の向上等の効果が見込まれ、かつ、その実現可能性も合理的に見込めるものと考えられる。
- ・これに対し、上場廃止により関西フードマーケットにとってエクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないこと、関西フードマーケットが非上場会社となったとしても知名度低下のリスクは低く、採用活動等への悪影響は小さいと考えられること、本株式交換後もエイチ・ツー・オー リテイリングの連結子会社として会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられること等から、上場廃止に伴うデメリットは極めて限定的であると考えられる。
- ・また、関西フードマーケット株式は、現在、合併等による実質的存続性の喪失に伴う上場廃止の猶予期間に入っており、実質的存続性の審査の通過のためには、猶予期間が終了する2025年3月31日までに、人的関係、取引関係等において、エイチ・ツー・オー リテイリンググループからの独立性を相当程度向上させ、流通株式比率を25%以上とする必要があるとされている。他方で、このような独立性の向上のための各種施策をとった場合には相当額の利益悪化が見込まれる。また、エイチ・ツー・オー リテイリングとして関西フードマーケット株式の保有を継続する意向であることからすれば、流通株式比率を25%以上とすることは実務上の制約も大きい。したがって、本株式交換等の対応をとらない場合、上場廃止のリスクが存在する。
- ・関西フードマーケットにおいては、経営課題の解決のために取り得る経営上の選択肢として、本株式交換以外にも、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準の充足による上場維持の可能性や、非公開化を選択する場合でもエイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者による買収の可能性について検討を行った。しかし、上記のとおり、上場維持基準を充足するための対応を取る場合、関西フードマーケットにおいて相応のコストが発生することが見込まれることに加え、エイチ・ツー・オー リテイリングが関西フードマーケットの保有株式数を維持する意向を有している状況において、上場維持基準である流通株式比率を25%以上とすることは実務上の制約が大きいと考えられる。また、非公開化を選択する場合でも、エイチ・ツー・オー リテイリングの上記意向を前提とすれば、エイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者による買収によって、買収者は、関西フードマー

ケットの発行済株式総数の3分の1未満を保有するに過ぎず、当該買収により期待されるシナジー効果は限定的なものに留まり、本株式交換の実施によるシナジー効果を上回することは考えにくい。そのため、本株式交換以外の選択肢によって本株式交換を上回る関西フードマーケットの企業価値の向上を実現することは困難である。

(ii) 本株式交換の取引条件の妥当性

大要以下の点を考慮し、本株式交換比率を含め、本株式交換の条件については妥当性が認められ、取引条件決定の過程についても公正性が認められると判断する。

- ・関西フードマーケットは、本株式交換比率の妥当性及び本株式交換に係る手続の公正性を担保すべく、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として野村證券を、同じくエイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、取引条件の決定に至る過程において、これらのM&Aの専門家から助言を受けて、かつ、本特別委員会の実質的な関与の下で、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換の条件に係る交渉等を行った。これらを考慮すれば、本株式交換の条件に関する交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ関西フードマーケットの少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確認できていたものと判断する。また、本特別配当は、関西フードマーケットの少数株主の利益に資するものとして、本株式交換の交換条件の妥当性を判断するに際しては、本特別配当を併せて勘案するのが適当と判断する。
- ・本特別委員会は、株式交換比率の算定の前提となる本事業計画について、EYストラテジー・アンド・コンサルティングより、その作成経緯・手続、目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を受け、また、その内容の検証に際して野村證券及び川喜多公認会計士事務所の助言を受けながら、関西フードマーケットにおいて2022年5月に公表した中期経営計画を含む過去に関西フードマーケットが作成した計画と本事業計画との関係及び整合性や、直近の業績（実績）、事業環境等も考慮し、計画としての合理性を検証した。その結果、本特別委員会は、本事業計画は、現時点で達成の蓋然性が認められる範囲で関西フードマーケットグループの合理的な成長を最大限期待するものとなっており、本株式交換に際して関西フードマーケット株式の価値算定を行う前提となることを考慮しても合理的な計画であることを確認し、承認した。
- ・また、本特別委員会は、エイチ・ツー・オー リテイリングに対してEYストラテジー・アンド・コンサルティング、EY税理士法人及び森・濱田松本法律事務所が実施した各種デュー・ディリジェンスの方針及び結果について共有を受け、その内容を検証するとともに、株式交換比率の算定の前提となるエイチ・ツー・オー リテイリングの事業計画についても提出を受け、野村證券及び川喜多公認会計士事務所並びにEYストラテジー・アンド・コンサルティングの助言を受け、その内容を検証した。
- ・本特別委員会は、野村證券から株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測、前提条件等に関する資料の提供を受け、委員会の席上で、ヒアリングを実施し、野村證券による株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測や前提条件等について、不合理な点は認められず、適切なものと判断した。
- ・本特別委員会は、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、川喜多公認会計士事務所を選任し、株式交換比率の算定を依頼し、川喜多公認

会計士事務所から株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測、前提条件等に関する資料の提供を受け、委員会の席上で、ヒアリングを実施し、川喜多公認会計士事務所による株式交換比率算定の内容、その前提となる株式価格の算定の内容、その前提とされた財務予測や前提条件等について、不合理な点は認められず、適切なものと判断した。また、川喜多公認会計士事務所からはフェアネス・オピニオンの提出を受けているところ、当該フェアネス・オピニオンは、事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答を経て、川喜多公認会計士事務所により実施された本株式交換比率の検討に加え、本株式交換の概要、背景及び目的に係る関西フードマーケット及びエイチ・ツー・オー リテイリングとの質疑応答、並びに、本株式交換比率に関する算定書の作成者とは別の公認会計士によるレビュー手続を経て発行していることなどから、フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容についても不合理な点は認められず、適切なものと判断した。

- ・本株式交換比率は、それ単体で見れば、近年の上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例におけるプレミアムの水準と比較した場合、特に公表直前における関西フードマーケット株式の市場株価とエイチ・ツー・オー リテイリング株式の市場株価を参照すると、有意なプレミアムが付されていないとの評価もありうる。しかし、株式交換比率単体で見た場合でも、直近3か月又は6か月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には相応のプレミアムが付されているとともに、本株式交換の対価を受領する関西フードマーケットの株主に対しては本特別配当が実施されることや足元の関西フードマーケット株式の市場株価の動向等を考慮すれば、実質的には市場価格に対して一定のプレミアムが付された対価が交付されるものであるとみることができる。本特別配当は、本特別委員会が、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換比率を交渉する過程で、本特別委員会として関西フードマーケットの少数株主の利益の観点から承認しうる水準の対価が本株式交換を通じて関西フードマーケットの株主に交付されるよう最大限交渉し、エイチ・ツー・オー リテイリングをして同意させたものであることにも鑑みれば、本株式交換比率は、直近の関西フードマーケット株式の市場株価との対比という観点からも合理性があるものと判断した。
- ・本株式交換の対価としてエイチ・ツー・オー リテイリング株式が関西フードマーケットの少数株主に交付されることにより、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるエイチ・ツー・オー リテイリンググループの事業発展・収益拡大、その結果としてのエイチ・ツー・オー リテイリング株式の価格上昇等を享受する機会を関西フードマーケットの少数株主に対して提供でき、さらに、関西フードマーケットの少数株主は、流動性の高いエイチ・ツー・オー リテイリング株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、本株式交換の方法及び買収対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと判断した。

### (iii) 本株式交換に係る手続きの公正性

大要以下の点等を踏まえると、関西フードマーケットにおいては、本株式交換の公正性を担保するために必要な合理的な措置を講じているといえ、本株式交換の手続は公正であると判断する。

- ・関西フードマーケットから独立した本特別委員会が設置され、関西フードマーケット取締役会から本特別委員会に付与された権限の下、各委員会の席上で、エイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉を担当する野村證券との間で、本株式交換に係

る交渉についての方針を確認し、かつ交渉状況の報告を受け、株式交換比率の決定や本特別配当に係る決定などの重要な局面で、意見を述べたり、指示や要請を行うなど、交渉過程に実質的に関与する形で有効に機能したと評価できる。

- ・関西フードマーケットは、エイチ・ツー・オー リテイリング及び関西フードマーケットから独立した野村證券及び森・濱田松本法律事務所をそれぞれファイナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザーに選任した上で、これらのアドバイザーから助言等を受けて本株式交換の一連の手續の公正性を図るべく慎重な検討プロセスを経たと認められる。また、関西フードマーケットは、独立した第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、提出された株式交換比率算定書を踏まえて検討を行った。
- ・本特別委員会は、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券とは別に、川喜多公認会計士事務所を選任し、株式交換比率の算定を依頼し、算定書を得るとともに、エイチ・ツー・オー リテイリングとの株式交換比率の交渉に際しても、その公正性を図るべく適切に助言を受けた。また、本特別委員会は、本株式交換比率の公正性の検証について慎重を期し、川喜多公認会計士事務所からはフェアネス・オピニオンの提出を受けた。
- ・利益相反を回避する観点から、関西フードマーケットの取締役会における本株式交換に関する議案においては、エイチ・ツー・オー リテイリングの役員又は従業員を現在又は過去において兼任又は兼務していた林克弘氏、渡邊学氏及び小西敏允氏、並びに、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社である株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの役員を現在又は過去において兼任又は兼務している福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を除く他の3名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、取締役会の定足数を確保する観点から、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与がなく、相対的に利益相反関係が低いと考えられる福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を加えた6名の取締役において改めて審議の上、全員一致により決議を行う予定である。なお、同じく利益相反を回避する観点から、林克弘氏、梅本友之氏、永田靖人氏、渡邊学氏、福谷耕治氏及び小西敏允氏は、いずれも本株式交換に関する協議及び交渉に参加しておらず、上記の取締役会の決議に際して意見を述べることも差し控える予定である。
- ・関西フードマーケットにおける本株式交換の検討体制（本株式交換の検討、交渉及び判断に関与する関西フードマーケットの役職員の範囲及びその職務を含む。）の構築に際しては、本特別委員会において、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて丁寧に検証を行った。
- ・本株式交換及び本特別配当に関する開示書類のドラフト等についても確認した結果、関西フードマーケットの少数株主に対し適切な情報開示がなされる予定であり、本株式交換に関しては、これと併せて実施される本特別配当を含めて、関西フードマーケットの少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。
- ・関西フードマーケットとエイチ・ツー・オー リテイリングとの交渉過程において、公正性を疑わしめる事情は見当たらない。

(iv) 関西フードマーケットにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

関西フードマーケットの取締役9名のうち林克弘氏、渡邊学氏、小西敏允氏の3名はエイチ・ツー・オー リテイリングの役員又は従業員を現在又は過去において兼任又は兼務しており、また、福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏については、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与はないものの、エイチ・ツー・オー リテイリングの完全子会社である株式会社エイチ・ツー・オー食品グル

ープ（3名とも）及びカナート株式会社（梅本友之氏）の役員を現在又は過去において兼任又は兼務していることに鑑み、本株式交換における構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、2024年5月15日開催の関西フードマーケットの取締役会における本株式交換に関する議案（本特別配当に関する議案を含みます。）は、林克弘氏、渡邊学氏、小西敏允氏、福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を除く3名の取締役において審議の上、その全員一致により決議した上で、取締役会の定足数を確保する観点から、上記6名の取締役のうち、エイチ・ツー・オー リテイリングの業務執行や経営への関与がなく、相対的に利益相反関係が低いと考えられる福谷耕治氏、梅本友之氏及び永田靖人氏を加えた6名の取締役において改めて審議の上、全員一致により本株式交換を行うことの決議を行いました。

- (4) 株式交換完全親会社となるエイチ・ツー・オー リテイリングの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項柱書）

本株式交換により増加するエイチ・ツー・オー リテイリングの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、エイチ・ツー・オー リテイリングが適当に定めるものとします。かかる取扱いは、エイチ・ツー・オー リテイリングの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号及び第4項）

- (1) エイチ・ツー・オー リテイリングの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

- ①交換対価を取引する市場（同号ロ(1)）

エイチ・ツー・オー リテイリング株式は東京証券取引所プライム市場において取引されております。

- ②交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者（同号ロ(2)）

エイチ・ツー・オー リテイリング株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

- ③交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容（同号ロ(3)）

該当事項はありません。

- (3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2024年5月15日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の終値の平均（1円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ、1,824円、1,842円及び1,731円です。

また、エイチ・ツー・オー リテイリング株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

- (4) エイチ・ツー・オー リテイリングの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況（会社法施行規則第184条第4項第1号ニ）

エイチ・ツー・オー リテイリングは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号及び第5項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号及び第6項）

- (1) エイチ・ツー・オー リテイリングの最終事業年度に係る計算書類等の内容（同条第6項第1号）

エイチ・ツー・オー リテイリングの最終事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日）に係る計算書類等の内容については、別紙3のとおりです。

- (2) エイチ・ツー・オー リテイリングの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) エイチ・ツー・オー リテイリングにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

①本株式交換契約の締結

エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024年5月15日付の取締役会において、関西フードマーケットとの間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、別紙1に記載のとおりです。

②投資有価証券の売却に伴う特別利益の計上

エイチ・ツー・オー リテイリングは、東宝株式会社（以下「東宝」といいます。）による自己株式取得に対応して、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する東宝普通株式の一部を2024年4月16日付で売却しました。本件における投資有価証券売却益を、2025年3月期第1四半期連結会計期間において特別利益に計上します。

③自己株式の取得

エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024 年 5 月 15 日付の取締役会において、以下のとおり、自己株式を取得することについて決議し、かかる決議に基づき、同月 16 日付で自己株式 13,000,000 株を、取得価額総額 24,154,000,000 円で取得しております（以下「本自己株式取得」といいます。）。

- i. 自己株式の取得を行う理由
  - 資本効率の向上を図るため。
- ii. 取得の内容
  - (1) 取得対象株式の種類
    - エイチ・ツー・オー リテイリング株式
  - (2) 取得する株式の総数
    - 13,000,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 11.28%）
  - (3) 株式の取得価額の総額
    - 24,154,000,000 円
  - (4) 取得日
    - 2024 年 5 月 16 日
  - (5) 取得方法
    - 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

#### ④新株予約権の発行

エイチ・ツー・オー リテイリングは、2024 年 5 月 15 日付の取締役会において、本自己株式の取得の一部をファシリティ型自己株式取得(ASR)により行い、これによる取得分に係るエイチ・ツー・オー リテイリングの実質的な取得価額の調整取引に用いるため、SMB C日興証券に対する第三者割当の方法により、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権を発行することを決議しました。

本自己株式取得においてSMB C日興証券が行った売付注文のうち 10,866,200 株(総額 20,189,399,600 円))が約定されたことを踏まえ、同月 31 日付で発行した、かかる新株予約権の内容は以下のとおりです。

#### <ASR 出資金額固定型新株予約権>

(1) 割 当 日	2024 年 5 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	1 個
(3) 発 行 価 額	0 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,866,100 株(上限) ※ 上記株式数(上限)は、取得可能株式数(平均 VWAP) (以下に定義します。)が 100 株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数(日興) (10,866,200 株) (以下に定義します。)より 100 株を控除した株式数です。 ※ 実際の交付株式数については、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使時に後記(7)に記載の方法により算出されます。
(5) 調達資金の額	0 円 ※ ASR 出資金額固定型新株予約権の発行価額及び ASR 出資金額固定型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は 1 円ですが、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除し、0 円となります。
(6) 行 使 価 額	1 円
(7) 行使時の交付株式数の算定方法	ASR 出資金額固定型新株予約権の行使時の実際の交付株式数は、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式に基づき算出されます。

	<p>交付株式数 = ①売却株式数(日興) - ②取得可能株式数(平均 VWAP)</p> <p>①「売却株式数(日興)」は、本自己株式取得(ASR)においてSMBCH日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式数(10,866,200株)です。</p> <p>②「取得可能株式数(平均 VWAP)」は、以下の計算式に従って算出される株式数(計算の結果生じる100株未満の端数は切り上げます。)となります。</p> $\text{取得可能株式数(平均 VWAP)} = \frac{\text{(ア)受領金額(日興)}}{\text{(イ)平均 VWAP}}$ <p>(ア)「受領金額(日興)」は、本自己株式取得(ASR)においてSMBCH日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式の売却額の合計額(20,189,399,600円)です。</p> <p>(イ)「平均 VWAP」は、2024年5月17日(同日を含みます。)からASR出資金額固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日(同日を含みます。)までの期間(以下、本欄において「平均 VWAP 算定期間」という。)の東京証券取引所におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の単純算術平均値に99.85%を乗じた価格(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入します。)となります。ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングの各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式のVWAPのない取引日は平均 VWAP 算定期間を含めません。</p>
(8) 募集又は割当方法(割当予定先)	SMBCH日興証券に対する第三者割当方式
(9) その他	<p>ASR出資金額固定型新株予約権の権利行使可能期間は2024年9月17日から2025年3月24日までの期間となります。</p> <p>なお、エイチ・ツー・オー リテイリングは2024年5月15日付でSMBCH日興証券との間でファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」という。)を締結しており、本ファシリティ契約には、SMBCH日興証券がASR出資金額固定型新株予約権又はASR交付株式数固定型新株予約権を行使した場合、他方の本新株予約権を行使できなくなる旨等が規定されております。また、エイチ・ツー・オー リテイリングはSMBCH日興証券との間で、本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結しております。本新株予約権買取契約には、SMBCH日興証券はエイチ・ツー・オー リテイリングの事前の書面による同意がない限り、本新株予約権をエイチ・ツー・オー リテイリング以外の第三者に譲渡することができない旨、いかなる場合もASR出資金額固定型新株予約権とASR交付株式数固定型新株予約権の一方のみを譲渡することができない旨等が規定されております。</p>

<ASR 交付株式数固定型新株予約権>

(1) 割 当 日	2024年5月31日
(2) 新株予約権の総数	1個
(3) 発 行 価 額	0円
(4) 当該発行による 潜在株式数	100株
(5) 調達資金の額	20,177,399,599円(上限) ※ 上記金額は、買付必要金額(平均 VWAP) (以下に定義します。)が1円となった場合を前提とした金額であり、受領金額(日興)(20,189,399,600円) (以下に定義します。)から1円を控除し、さらに本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除した金額です。 ※ 実際の調達資金の額は、後記(6)記載の方法により算出される行使価額に基づき減少します。
(6) 行 使 価 額 の 算 定 方 法	ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使時の実際の行使価額は、ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式(計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げることとし、計算結果が1円を下回る場合には1円とします。)に基づき算出されます。 行使価額 = ①受領金額(日興) - ②買付必要金額(平均 VWAP) ①「受領金額(日興)」は、本自己株式取得(ASR)においてSMB C日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式の売却額の合計額(20,189,399,600円)です。 ②「買付必要金額(平均 VWAP)」は、以下の計算式に従って算出される金額となります。 買付必要金額(平均 VWAP) = (ア)売却株式数(日興) × (イ)平均 VWAP (ア)「売却株式数(日興)」は、本自己株式取得(ASR)においてSMB C日興証券が自己の計算でエイチ・ツー・オー リテイリングに売却した株式数(10,866,200株)です。 (イ)「平均 VWAP」は、2024年5月17日(同日を含みます。)からASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日(同日を含みます。)までの期間(以下、本欄において「平均 VWAP 算定期間」という。)の東京証券取引所におけるエイチ・ツー・オー リテイリング株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均値に99.85%を乗じた価格(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入します。)となります。ただし、エイチ・ツー・オー リテイリングの各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式の VWAP のない取引日は平均 VWAP 算定期間を含めません。)
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	SMB C日興証券に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使可能期間は2024年9月17日から2025年3月24日までの期間となります。 その他、本ファシリティ契約及び本新株予約権買取契約の締結については上記「<ASR 出資金額固定型新株予約権>(9)その他」をご参照ください。

(4) 関西フードマーケットにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第2号イ）

①本株式交換契約の締結

関西フードマーケットは、2024年5月15日付の取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、別紙1記載のとおりです。

②自己株式の消却

関西フードマーケットは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、関西フードマーケットが基準時の直前の時点において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。

③本特別配当

関西フードマーケットは、2024年5月15日付の取締役会において、関西フードマーケットとエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との株式交換契約が、2024年6月20日開催予定の関西フードマーケットの定時株主総会において承認されることを条件に、本特別配当を行う旨の議案を、当該株主総会に付議することを決議いたしました。本特別配当の内容は、以下のとおりです。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

関西フードマーケット普通株式1株につき金100円

配当総額 5,707,520,600円

（注）配当総額は、1株当たり配当金に、2024年3月31日現在の発行済株式総数（63,858,804株）から関西フードマーケットが所有する自己株式数（6,783,598株）を控除した株式数（57,075,206株）を乗じた金額を記載しております。なお、本特別配当の基準日までに関西フードマーケットの自己株式数が増減した場合は、配当金の総額が増減することがありますので、実際の配当金の総額は、1株当たり配当金に、本特別配当の基準日時点の発行済株式総数から同日時点の自己株式数を控除した株式数を乗じた金額となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年10月10日。但し、本株式交換の効力発生日が2024年7月31日から変更となる場合は、変更後の効力発生日から70日経過後最初に到来する銀行営業日とするものとします。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第789条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以上